

6 生涯現役起業支援助成金

中高年齢者が起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員（中高年齢者等）の雇入れに伴う雇用機会の創出を行う事業主に対して助成するものであり、中高年齢者の雇用機会の確保を図り、生涯現役社会の実現の推進を目的としています。

なお、本助成金は「雇用創出措置に係る助成」「生産性向上に係る助成」の2つの支給対象措置があります。

対象となる措置

1 雇用創出措置に係る助成

本助成金は、下記の「対象となる事業主」の「1 雇用創出措置に係る助成」に該当する事業主が、次の（1）によって事業の計画書を提出し認定を受けた上で、（2）によって雇用創出等の措置を行い、あわせて（3）の対象労働者を（4）の要件により雇入れた場合に受給することができます。

（1）計画書の提出・認定

起業基準日（※1）から11か月以内に、（2）の雇用創出措置に係る計画書（以下「計画書」という。）を事業所の所在地を管轄する労働局（以下「管轄労働局」という。）に提出し、労働局長の認定を受けてください。なお、認定に当たっては、事業継続性（※2）の確認が必要となります。

※1 起業の始期をいい、法人にあっては「新たに法人を設立した日」、個人事業主にあっては「新たに事業を開始した日」をいいます。

※2 起業者および雇入れた労働者の就業又は雇用の安定に資するよう、当該事業が将来に渡って安定的に継続し得るものであることの評価をいいます。事業継続性の確認内容によって、提出する書類が異なりますので、詳細については最寄りの労働局・ハローワークにお問い合わせ下さい。

（2）雇用創出措置の実施

計画書に定めた計画期間（※3）内に、以下の雇用創出措置を行っていること。

※3 12か月以内の任意の期間で定める期間をいい、計画期間の始期は、計画書を提出した日から起算して1か月を経過した日から、2か月以内の範囲で設定します。

雇用創出措置とは、対象労働者の雇入れにあたり事業主が行うべき措置であって、次の①～③に該当する募集および採用ならびに教育訓練に係るものをいいます。

① 次のア～キに該当する対象労働者の募集・採用にかかる取組、就業規則の策定及び職業適性検査の実施その他の支給対象事業主に雇用される労働者の雇用管理の改善の取組

ア 民間有料職業紹介事業の利用

イ 求人情報誌、求人情報サイトへの掲載（自社ホームページへの掲載を含む）

ウ 募集・採用パンフレット等の作成

エ 就職説明会の実施

オ 就業規則の策定、適性検査の実施、雇用管理制度（雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度）の導入を行うことをいう。以下同じ）の導入

カ 対象労働者の移転（当該事業所に新たに就職するにあたり、住所又は居所の変更をすること。以下同じ）に要する費用

キ 対象労働者が求職活動を行う際にかかる交通費及び宿泊費

② 対象労働者が従事する職務に必要な知識又は技能を習得させるための研修・講習、訓練（生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われるもの）等であって、

次のアおよびイに該当するもの

ア 資格取得（資格を取得しなければ業務に従事することができない場合に限る。以下同じ）に係る費用（受験料等）の支給

イ 研修・講習、訓練等への参加・受講に係る費用（参加料、受講料等）の支給

③ 次のア～ウに該当する職場見学・職場体験（以下「インターンシップ」という）の実施に係る取組

ア インターンシップの募集

イ インターンシップの実施

ウ インターンシップ参加者への交通費、宿泊費

(3) 対象労働者

本助成金における対象労働者とは、一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れられた者のことをいいます。

(4) 雇入れの条件

(3) の対象労働者を、次の①～②のすべての条件を満たして雇い入れること

① 計画期間内に新たに雇い入れられた者であること

② 雇入れ後も継続して雇用することが確実であると認められること（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して1年以上であること）

2 生産性向上に係る助成

本助成金は、下記の「対象となる事業主」の「2 生産性向上に係る助成」に該当する事業主が、上記1の(1)の計画書を提出した日の属する会計年度（※4）（以下「会計初年度」という。）の生産性とその3年度後の会計年度の生産性とを比較して、その伸び率が6%以上である場合に受給することができます。

※4 生産性の算出方法については、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のEにより算出しますが、会計初年度の事業期間が、6か月未満である場合にはその翌年度の会計年度を会計初年度とし、又6か月以上1年未満である場合には1年換算した上で会計初年度の生産性を算出します。

【例】

○ 定款等に定める事業期間：1月1日～12月31日（決算日）

○ 会計初年度の事業期間：4月15日～12月31日（決算日）

(1) 会計初年度の事業期間である4月15日～12月31日までににおける「生産性」を算出

(2) 会計初年度の生産性＝(1)×12月/8月（※換算に用いる事業期間の月数(8月)については端数日切捨て）

対象となる事業主

1 雇用確保措置に係る助成

本助成金を受給する事業主は、次の(1)～(12)の要件をすべて満たしていることが必要です。

(1) 過去に、本助成金の支給を受けたことのない起業者であること

(2) 起業基準日における起業者の年齢が、40歳以上であること

(3) 起業者が法人の代表者である場合、当該法人の業務に専ら従事するものであること。また、起業者が個人事業主の場合、当該事業に専ら従事する事業主であること

(4) 起業基準日から起算して11か月以内に、計画書を管轄労働局に提出し、労働局長の認定を受けた事業主であること

(5) 事業継続性の確認として、以下の①～④のうち2つ以上に該当すること

① 起業者が、国、地方公共団体、独立行政法人、金融機関又は認定経営革新等支援機関が直接、又

は第三者に委託して実施する創業支援を受けていること

② 起業者自身が当該事業分野において通算10年以上の職務経験を有していること

③ 起業にあたって金融機関（中小企業信用保険法施行令第1条の3に定める金融機関）の融資を受けていること

④ 法人又は個人事業主の総資産額が1,500万以上あり、かつ総資産額から負債額を引いた残高の総資産額に占める割合が40パーセント以上あること

(6) 管轄労働局長の認定を受けた計画書（以下「認定計画」という。）に基づき、計画期間内に雇用創出措置を実施していること

(7) 計画期間内に、60歳以上の対象労働者を1人以上、40歳以上60歳未満の対象労働者を2人以上、又は40歳未満の対象労働者を3人以上（40歳以上の対象労働者を1人新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる場合にあつては40歳未満の対象労働者を2人）を雇い入れる事業主であること

(8) 支給申請時点において、認定計画に係る事業が継続されていること

(9) 支給申請時点において、計画期間内に雇い入れた対象労働者の過半数が離職（離職理由を問わない）していないこと

(10) 起業基準日から起算して支給申請日までの間に、当該事業主の事業所において雇用される雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除く。以下同じ）の離職者数が、計画期間内に当該事業主が雇い入れた対象労働者の数を超えていないこと

(11) 営業譲渡、営業の賃貸借、営業の委託等に伴い設立された法人または個人事業主でないこと

(12) 事業所において、次の①～④の書類を整備、保管している事業主であること

① 対象労働者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿、タイムカード等（以下「出勤簿等」という）の書類

② 対象労働者に対して支払われた賃金について基本賃金とその他の諸手当とが明確に区分されて記載された賃金台帳等の書類

③ 当該事業所を離職した労働者（日々雇い入れる者を除く。）の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類

④ 助成対象費用の支払及び支払の発生原因及び内容を確認できる契約書、納品書、領収書、預金通帳、総勘定元帳等の書類

注意 次の1～3のいずれかに該当する事業主は対象となりません。

1 計画期間の初日の前日から起算して6か月前の日から支給申請日までの間（以下「基準期間」という）に、対象労働者の雇入れを行った全ての事業所において、雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により解雇（勧奨退職等を含む。）した（次の（1）または（2）に該当する解雇により当該雇用保険被保険者を離職させた者を除く）事業主

（1）当該被保険者の責めに帰すべき理由による解雇

（2）天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇

2 基準期間に、当該雇入れに係る全ての事業所において、特定受給資格者となる離職理由（※5）により、支給申請書提出日における雇用保険被保険者数の6%を超えて、かつ4人以上離職させていた場合

※5 雇用保険の離職票上の離職区分コードの1A（解雇等）又は3A（勧奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職等）に該当する離職理由をいう。

- 3 高年齢者雇用確保措置を講じていなかったために高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という）第10条第2項に基づく勧告を受け、支給申請日までにその是正がなされていない場合

2 生産性向上に係る助成

本助成金を受給する事業主は、次の（1）～（5）の要件をすべて満たしていることが必要です。

- （1）支給申請時点において、雇用創出措置に係る助成金が支給決定されており、当該助成金を受給している事業主であること
- （2）支給申請時点において、認定計画に係る事業が継続されていること
- （3）起業者が法人の代表者である場合、当該法人の業務に専ら従事するものであること。また、起業者が個人事業主の場合、当該事業に専ら従事する事業主であること
- （4）生産性要件を満たしていること
- （5）生産性要件を満たしていることの関係書類（財務諸表等）を整備し、保管している事業主であること

注意 次のいずれかに該当する事業主は対象となりません。

- 1 雇用創出措置に係る助成金の支給申請日の翌日から生産性向上に係る助成金の支給申請日まで間に、対象労働者の雇い入れを行った全ての事業所において、雇用する雇用保険被保険者を事業主都合で解雇（退職勧奨等を含む）した（次の（1）または（2）に該当する解雇により当該雇用保険被保険者を離職させた者を除く）事業主
 - （1）当該被保険者の責めに帰すべき理由による解雇
 - （2）天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇
- 2 高年齢者雇用確保措置を講じていなかったために高年齢者雇用安定法第10条第2項に基づく勧告を受け、支給申請日までにその是正がなされていない場合

支給額

1 雇用創出措置に係る助成

（1）支給額

本助成金は、起業者の区分に応じて、助成対象費用の合計額に下表の助成率を乗じた額が支給されます。

	助成率	上限
起業者の年齢（※6）が 60歳以上の場合	2/3	200万円
起業者の年齢（※6）が 40歳以上60歳未満の場合	1/2	150万円

※6 起業基準日における年齢で判断します。

（2）助成対象費用

計画期間内に行った雇用創出措置に要した費用とし、次の①～⑥に掲げる費用のうち、計画期間内に書面で契約を締結し、計画期間の初日から支給申請日までに弁済期が到来し支払った部分（振込の場合の振込手数料分、分割払の場合の分割払手数料分を含む）のみを対象とします。

① 次のア～カに該当する対象労働者の募集・採用に要した費用

ア 民間有料職業紹介事業の利用料

イ 求人情報誌、求人情報サイトへの掲載費用

ウ 募集・採用パンフレット等の作成費用

エ 就職説明会の実施に係る費用

オ 採用担当者が募集・採用のために要した宿泊費

(公共交通機関の事情及び日程を勘案し、宿泊が真にやむを得ない場合のものに限ります。また、宿泊費は、1人1泊8,700円が上限となります)

カ 採用担当者が募集・採用のために要した交通費

(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)(以下「旅費法」という)で定める(ア)～(エ)に該当する運賃であり、可能な限りパック料金、割引料金を利用し旅費法に準じて算出した金額が上限となります)

(ア) 鉄道賃

運賃、急行料金及び座席指定料金(特別急行列車は片道100キロメートル以上、普通急行列車は片道50キロメートル以上のものに限る。座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車で片道100キロメートル以上のものに限る。ただし、特別車両車利用料金は除く。東海道・山陽新幹線のぞみ号は、最も経済的な通常の経路及び方法である場合のみ使用可能)

(イ) 船賃

旅客運賃(運賃の等級を区分する船舶の場合は下級の運賃)

(ウ) 航空賃

旅客運賃(ただし、プレミアムシート料金を除く)

(エ) 車賃

車賃の額は、1キロメートルあたり37円とするが、公共交通機関の事情によりやむを得ない場合は実費額(タクシー、レンタカーを利用することも可能とするが、雇用創出措置のための利用で必要最小限度のものに限る)

② 対象労働者に適用される就業規則の策定(労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条により就業規則の作成が義務づけられる場合を除く)、職業適性検査の実施及び雇用管理の改善の取組みに要した費用

③ 対象労働者に対し、その者が従事する職務に必要な知識又は技能を習得させるための研修及び講習等に要した次のアとイに該当する費用(計画期間内に対象労働者又は対象労働者となる者に対し実施されたものに限る)

ア 資格取得に係る費用(受験料等)

イ 研修・講習、訓練等に係る費用(参加料、受講料等)

④ 対象労働者が移転した際、次のア～ウに該当する経費を支給対象事業主が負担した場合の費用(同居している親族の移転に要する経費を含む)

ア 引越費用

移転の距離に応じて以下の金額を上限とする。ただし、同居している親族を随伴しないで単独で移転する場合(独身者が移転する場合を含む。)は、1/2を上限とする。

移転の距離	上限額	移転の距離	上限額
50km未満	175,000円	500km以上1,000km未満	329,000円
50km以上100km未満	194,000円	1,000km以上1,500km未満	387,000円
100km以上300km未満	216,000円	1,500km以上2,000km未満	413,000円
300km以上500km未満	270,000円	2,000km以上	481,000円

- イ 交通費（支給額の（２）①カ（ア）～（エ）に掲げる運賃であり、可能な限りパック料金、割引料金を利用し旅費法に準じて算出した金額を上限とする。以下同じ）
- ウ 宿泊費（公共交通機関の事情及び日程を勘案し、宿泊が真にやむを得ない場合のものに限る。また、宿泊費は、１人１泊８,７００円を上限とする。以下同じ）
- ⑤ 対象労働者が求職活動を行っていた間の経費について、次に掲げる経費を支給対象事業主が負担した場合の費用
 - ア 交通費
 - イ 宿泊費
- ⑥ 支給対象事業主が実施したインターンシップに要した費用
 - ア インターンシップの導入のための費用
 - （ア）インターンシップの導入の相談に要した費用
 - イ インターンシップの募集に要する以下に掲げる費用
 - （ア）ホームページ掲載費用
 - （イ）募集広告の掲載に係る費用
 - （ウ）インターンシップの斡旋に係る費用
 - ウ インターンシップの参加者に支払った以下の費用
 - （ア）交通費
 - （イ）宿泊費

注意

1 助成対象費用には、費目ごとに上限額がありますので、ご注意ください。

助成対象	上限額
「民間有料職業紹介事業の利用料」	95万円
「求人情報誌、求人情報サイトへの掲載費用」（自社ホームページへの掲載費用含む） 「募集・採用パンフレット等の作成費用」	75万円
の合計額	
「就職説明会の実施に係る費用」 「採用担当者が募集・採用のために要した宿泊費」 「採用担当者が募集・採用のために要した交通費」 「支給対象事業主が実施したインターンシップに要した費用」	35万円
の合計額	
「就業規則の策定、職業適性検査の実施その他の支給対象事業主に雇用される労働者の雇用管理の改善の取組みに要した費用」	40万円
「対象労働者に対し、その者が従事する職務に必要な知識又は技能を習得させるための研修及び講習等に要した費用」	10万円
「対象労働者が移転した際、支給対象事業主が負担した場合の費用」	30万円
「対象労働者が求職活動を行っていた間の経費について、支給対象事業主が負担した場合の費用」	15万円

2 次の（１）と（２）に該当する費用については、支給対象事業主が支払ったものであっても助成対象費用となりません。

(1) 2の規定にかかわらず、次の①～⑰に該当する費用

- ① 出資金、資本金等
- ② 不動産、株式、国債、社債等の購入費その他資産の運用に要する費用
- ③ 原材料、商品の購入費用
- ④ 消耗品、備品の購入費用
- ⑤ リース、賃貸借に要する費用（雇用創出措置に要する会場の借り上げ費用及びレンタカーを除く）
- ⑥ 福利厚生費用（雇用管理制度の導入に要する費用を除く）
- ⑦ 敷金、各種保証金その他の返還が予定される費用
- ⑧ 人件費（社会保険料を含む。）及び人件費に相当すると認められる費用（専門的知識・技術等を必要とする場合であって、支給対象事業主の事業内容に含まれない業務の委託費等を除く）
- ⑨ 保険料
- ⑩ 各種税金（2に該当する費用に係る消費税を除く。）その他の国又は地方公共団体に支払う費用
- ⑪ 事業に必要な雇用創出措置に係るものか否かが明確でない費用
- ⑫ 契約を締結した後に解約されたものに要する費用
- ⑬ 光熱水料（電気代、ガス代、水道費）、通信運搬費（電話代、切手代、宅配代インターネット利用料金等）
- ⑭ 起業者が私的目的のために要したと認められる費用
- ⑮ 違法行為に係る費用
- ⑯ 助成対象費用であることが添付書類等から明確に判断されないもの
- ⑰ その他助成金の趣旨に鑑みて助成対象とならないと管轄労働局長が判断したもの

(2) 資本的・経済的・組織的関連性等からみて、密接な関係にあると認められる次の①～⑥のいずれかに該当する個人または法人との取引に係る費用

- ① 起業者本人
- ② 起業者と3親等以内の親族
- ③ 起業者が設立した法人への出資者または当該者と3親等以内の親族
- ④ 起業者が他の事業主の総株主または総社員の議決権の過半数を有する親会社、又は起業者が他の事業主の総株主または総社員の議決権の過半数を有する子会社とする場合における親会社・子会社間の取引
- ⑤ 前号以外の取引であって、総株主または総社員の議決権の保有状況からみて、密接な関係にあると認められる事業主間の取引
- ⑥ 取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であるは取締役を兼務している者がいずれかの取締役会の過半数を占めている事業主間の取引

2 生産性向上に係る助成

本助成金は、支給された雇用創出措置に係る助成金の額の4分の1の額が別途支給されます。

受給手続

本助成金を受給しようとする事業主は、次の1～3の順に受給手続きをしてください。

1 雇用創出措置に係る計画書の作成・提出

起業後11か月以内に、「生涯現役起業支援助成金 雇用創出措置に係る計画書」に必要な書類（※7）を添えて管轄労働局（※8）へ提出してください。

2 雇用創出措置に係る支給申請書の提出

計画期間の末日の翌日から起算して2か月以内に、「生涯現役起業支援助成金（雇用創出措置分）支給申請書」に必要な書類（※7）を添えて管轄労働局（※8）へ支給申請してください。

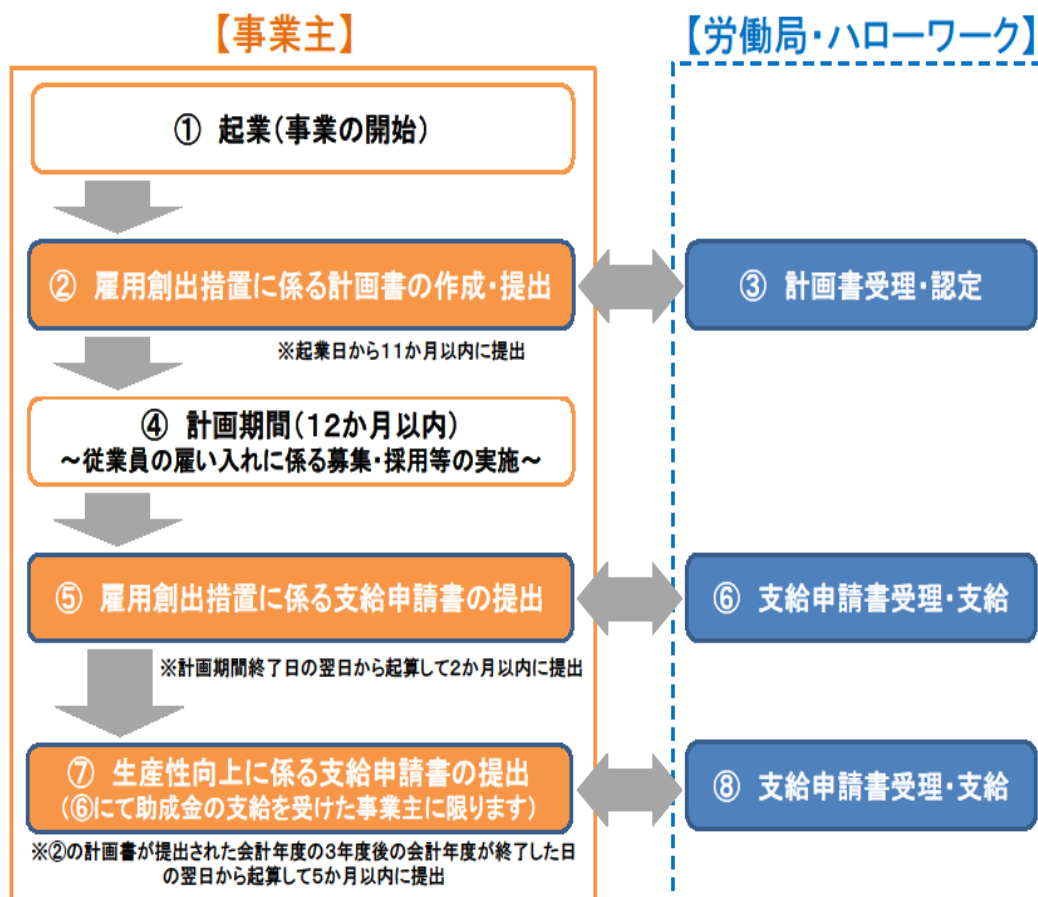
3 生産性向上に係る支給申請書の提出

会計初年度から3年度後の会計年度が終了した日の翌日から起算して5か月以内に、「生涯現役起業支援助成金（生産性向上分）支給申請書」に必要な書類（※7）を添えて管轄労働局（※8）へ支給申請してください。

※7 当該申請書の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局へお問合せください。

※8 申請書等の提出は、公共職業安定所を経由して行うことができる場合があります。

（参考）受給手続の流れ



利用にあたっての注意点

- 1 本助成金の受給にあたっては、本パンフレットの「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD、F、Gにご留意ください。
- 2 本助成金の要件や手続き等の詳細については、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。